

広島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十四年八月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更 事 項		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地
病 院	医療法人里仁 会 仁生病院	三原市宮浦六丁目一六番 一七号	三原市宮浦六丁目一六番 一七号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号
病 院	医療法人里仁 会 老人保健 施設 里仁苑	三原市宮浦六丁目一六番 一七号	三原市宮浦六丁目一六番 一七号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号	三原市皆実三丁目 三番二八号